

横浜港北区民吹奏楽団 団則

第1章 名称

本楽団を「横浜港北区民吹奏楽団」（以下「当団」）と称する。

第2章 理念

当団はアマチュアの吹奏楽愛好者に演奏する場を与え、合奏を通じ音楽の楽しさを追求するものである。また、その活動により、広く地域の音楽文化の向上を目指すものとする。

第3章 団員資格

以下の要件を満たす者が当団の団員たる資格を持つ。

- ・当団の理念に賛同し、当団団則を遵守する者。
- ・当団の活動に年間を通じ参加できる者。
- ・義務教育を修了している者。

なお、入団希望者に対しては、役員会において適正を判断する。

第4章 団籍

団籍は会計年度の1年間有効であり、毎年更新するが、止むを得ない理由があるときは役員会の判断において活動休止（以下「休団」）を認める。

休団の期間については、理由を鑑みて役員会にて協議の上、決定する。

第5章 団費

当団を維持するために団員が負担する経費を団費と称し、団員は滞りなくこれを支払わなければならない。団費は、月額3000円（高校生2000円）とし、支払方法は団籍更新時に当団と取り決めるものとする。尚、休団期間については団費を免除する。また、当団に初めて入団する者は、1000円の入団金を支払う。

第6章 役員

当団を運営するために、以下の役員を置く。

団長	1名	副団長	2名	会計	1名
音楽監督	1名	総務	若干名		

役員会は毎年総会において信任を受けなければならない。また、役員会信任決議の際は、役員会のみが候補者を挙げる。その際、総会の一ヶ月前までに候補者を公示しなければならない。

団長	当団を代表し、当団のすべてを統括する。
副団長	団長を補佐し、団長に事故ある時はその職務を代行する。
会計	当団の経理の一切を管理し、円滑な活動運営を計る。
総務	実質的な楽団運営を担当し、各部署を監督する。
音楽監督	当団の音楽面すべてを監督し、唯一指揮者の推薦権を持つ。

役員は在籍2年以上の団員でなければその職には就けない。また、役員会が必要と認めたときは、役員会内で職を兼任できる。

第7章 会議

当団の運営はすべて以下の会議で行う。

総会

総会は当団の最高の決定機関であり、全団員を以て組織し、年1回以上団長が招集する。また、全団員数の2分の1以上の要求がある場合は、団長は総会を招集しなければならない。
全団員数の3分の2以上（委任状を含む）の出席を以て成立する。
団長が議長を行い、副団長が議事進行を行う。
議決は出席者の過半数で決する。賛否同数の場合は、議長の決するところとする。
正しく招集された総会が不成立の場合は、議事は役員会に一任する。

役員会

役員会は役員を以て構成し、随時団長が招集する。議決は全員一致を原則とし、連帯して責任を負う。当団の運営、行事執行等はすべて役員が行う。しかし、特に必要と認めた場合、担当部会を別に組織し、その職に当たらせることができるが、すべての責任は役員が負う。

総会に附すべき次項

予算及び決算	事業計画及び報告
団則の改廃	役員会の信任
当団の解散	その他、特に重要な事項

役員会に附すべき次項

当団の運営計画	各行事の執行
団費の決済、会計監査	各担当部会の監督
当団外部との交渉	団員資格
指揮者の指名	その他

時間的、物理的に会議の招集が不可能な場合、団長はその責任において、決裁権を持つ。

2013年 9月 14日 改訂施行